

別表第 1 (第 2 条関係)

違反行為	違反内容			点数
条例第 6 条の 8 第 1 号に該当したとき。	条例第 6 条の 3 第 1 項各号に規定する指定工事店の指定基準に適合しなくなったとき。			100 点
条例第 6 条の 8 第 2 号に該当したとき。	条例第 6 条の 4 第 1 項に規定する営業所ごとに責任技術者を専属させる義務に違反したとき。			100 点
条例第 6 条の 8 第 3 号に該当 (以下「遵守事項違反」という。) したとき。	下水道に関する法令、条例及び管理者が定めるところに違反したとき。	指導又は処分	なし	5 点
		を行おうとするときから 10 年以内における遵守事項違反による指導又は処分回数	1 回	10 点
			2 回	20 点
			3 回	30 点
			4 回	40 点
			5 回	50 点
			6 回以上	60 点
遵守事項違反により 2 年以内に指導又は処分を受けているとき。			10 点	
遵守事項違反事案が同時に 2 件以上あるとき。			10 点	
併せて他の法令に違反しているとき。			10 点	
条例第 6 条の 8 第 4 号に該当したとき。	指定工事店若しくは営業所の名称、所在地、法人にあっては代表者及び役員の氏名、若しくは専属する責任技術者の氏名に変更があったとき又は事業を廃止し、休止し、若しくは再開した場合において			
	届出をしなかったとき。			5 点
	虚偽の届出をしたとき。			100 点
条例第 6 条の 8 第 5 号に該当したとき。	その施工する排水設備工事が下水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれのあるとき。			60 点

備考

- 1 指導又は処分を行おうとするときから 10 年以内における遵守事項違反による指導又は処分回数については、この規程の施行前において指導又は処分したのもも対象とする。
- 2 この規程の施行後において発覚した違反工事については、施行の前後又は工事施工後の経過年数にかかわらず対象とする。

別表第2（第2条関係）

別表第1の合計点数	指導及び処分の基準
10点未満	文書による指導
10点以上20点未満	指定停止 1月
20点以上30点未満	指定停止 2月
30点以上40点未満	指定停止 3月
40点以上50点未満	指定停止 4月
50点以上60点未満	指定停止 5月
60点以上99点未満	指定停止 6月
100点	指定取消